

議案第 8 号

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

二宮町長 村田 卯子

〔提案理由〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年二宮町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「番号法」を「法」に改める。

第2条各号中「番号法」を「法」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法第9条第2項」を「法第9条第2項」に、「番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項ただし書中「番号法」を「法」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「番号法」を「法」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

(議案第8号) 二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の  
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「<u>法</u>」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 <u>法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用して行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 <u>番号法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>番号法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>番号法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により<u>番号法別表第2の第4欄</u>に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるこ</p>

改正後	改正前
<p>できる場合は、この限りではない。</p> <p>3 町の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>法</u>の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>とができる場合は、この限りではない。</p> <p>3 町の執行機関は、<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u>の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 (略)</p>